



～ 内 容 ～

議会だより(平成16年第1回臨時会)	2～3
農業委員会委員紹介	4
地上デジタルテレビ放送について	5
町職員の給与と職員数の状況	6～7
国民年金のお知らせ(学生納付特例制度)	8
医療福祉制度について(マル福について)	9
保健センターだより	10
ぼくのわたしの夢、俳句、短歌	11
みんなの窓(お知らせ)・戸籍の窓	12～14
町のできごと	15

まがりかどには 危険がいっぱい!

右みて、左みて、安全確認! 金江津保育所で行われた『交通安全教室』では、この春新一年生になる児童を対象に歩行と自転車通学の指導が行われました。

(写真: 亀ヶ崎警察署の巡視員による『交通安全教室』より)

平成16年

第1回町議会臨時会

2月23日に改選後初の議会が開催され、正副議長をはじめ、各常任委員会委員、広域議会議員等が選任されました。

議長



長谷川重男
3回
総務委員

副議長



宮本 秀樹
3回
総務委員

1 番



野澤 良治
1回
教育厚生委員

2 番



青野 正
1回
経済副委員長

3 番



篠田 英一
1回
教育厚生委員

5 番



星野 初英
1回
教育厚生副委員長

6 番



牧山 龍雄
2回
教育厚生委員長

7 番



廣瀬 裕
3回
経済委員

8 番



秋山 文男
3回
教育厚生委員

9 番



酒井 光生
3回
経済委員

10 番



大竹 博
3回
経済委員長

11 番



大野 佳美
3回
総務委員長

13 番



草川 一夫
4回
総務副委員長

14 番



雑賀 正幸
9回
総務委員

議席番号 (例)

写 真

氏名(敬称略)
当選回数
委員会

議会だより

議会議正副議長・常任委員会並びに議会選出各委員名簿 (敬称略)

◆議長 長谷川重男

◆副議長 宮本 秀樹

◆議会運営委員会

委員長 雑賀 正幸

副委員長 大野 佳美

委員 草川 一夫

大竹 博

秋山 文男

〃 龍雄

◆常任委員会

〇総務委員会

委員長 大野 佳美

副委員長 草川 一夫

委員 雑賀 正幸

〃 宮本 秀樹

〃 長谷川重男

〇教育厚生委員会

委員長 牧山 龍雄

副委員長 星野 初英

委員 秋山 文男

〃 篠田 英一

〃 野澤 良治

〇経済委員会

委員長 大竹 博

副委員長 青野 正

委員 酒井 光生

〃 廣瀬 裕

◆監査委員 草川 一夫

◆稲敷地方広域市町村圏事務

組合議員

大野 佳美 大竹 博

◆龍ヶ崎地方衛生組合議員

草川 一夫 宮本 秀樹

◆龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員

秋山 文男 廣瀬 裕

牧山 龍雄

◆国保運営協議会委員

草川 一夫 牧山 龍雄

星野 初英 野澤 良治

◆水道運営審議会委員

宮本 秀樹 酒井 光生

秋山 文男 篠田 英一

◆牛久沼運営協議会委員

長谷川重男 大野 佳美

◆下水道運営審議会委員

大野 佳美 大竹 博

廣瀬 裕 青野 正

同一請求による合併協議会設置協議の審議結果について

(合併特例法及び同法施行令に基づく公表)

平成16年第1回河内町議会定例会が3月9日開催され、議案第23号龍ヶ崎市・利根町・河内町合併協議会の設置について提案されました。

河内町同一請求代表者古手誠一氏による意見陳述のあと反対・賛成討論があり採決されました。

結果は7対6の小差で否決されました。

2月

町長の動き

■2日(月) 庁議

■5日(木) 塵芥処理組合管理者会議

■6日(金) 稲敷広域事務組合管理者会議、衛生組合管理者会議

■10日(火) シルバー人材センター懇談会、家族協定書調印式

■12日(木) 結婚相談員情報交換会

■13日(金) いばらき農業改革支援会議

■15日(日) 分館長・協力員合同懇談会

■16日(月) 龍ヶ崎市営斎場使用期限延長要望書提出

■17日(火) 青少年相談員第6ブロック研修会

■19日(木) 寿人生大学、土地開発公社理事会、稲敷農協協議、稲敷広域事務組合定例議会

■20日(金) 生きがい健康まつり

■23日(月) 臨時議会

■24日(土) 衛生組合定例議会

■25日(水) 郡町村会来庁、稲敷広域事務組合局長来庁、航空騒音対策協議会

■26日(木) 農業委員会委員辞令交付式、同総会

■27日(金) 水田農業推進協議会

新しい農業委員が

決まりました。

任期満了に伴う農業委員会委員選挙（定数10名）が2月3日告示され、立候補者数が定数を超えなかったため、無投票で当選が確定しました。これにより、選挙による委員10名に推薦による委員7名（議会推薦5名、農協・共済組合推薦各1名）を合わせた17名の農業委員が誕生しました。

任期は、平成16年2月21日から平成19年2月20日までです。また、新しい農業委員会による初めての農業委員会が2月26日に開かれ、会長に小更摩史氏、会長代理に野澤良氏が選任されました。新しい17名の農業委員を紹介します。（敬称略）

会長に

小更 摩史氏

会長代理に

野澤 良夫氏

が選任されました



会長に選任された
小更 摩史氏

選挙当選者（10名）

川村 正一	栗山 隆雄	鈴木 行雄	野澤 良夫	吉田 清	大野 正一郎	小更 摩史	松川 勝則	杉山 輝彦	神谷 修一
小林町歩 466	生板 2476	片巻 1093	生板 736	金江津 4417	生板 5094	長竿 212	下加納 1680	古河林 627	宮瀨 621

議会推薦（5名）

酒井 康行	大野 栄	野澤 秀年	内藤 英男	田々 邊庄壽	荒井比呂志
金江津 4738	生板 5144	長竿 162	金江津 7699	長竿 3829	源清田 1785

農協推薦（1名）

大野 栄 生板 5144

共済推薦（1名）

酒井 康行 金江津 4738

みんなでつくろう 犯罪のおこりにくいまち！

鍵や防犯ガラスなどの防犯設備は重要ですが、これらに頼るだけでは犯罪を防ぐことはできません。皆さん一人ひとりが常に防犯に対して心がけ、地域全体で犯罪を防ぐ環境をつくるのが大切です。
＝例えば＝

- ・隣近所と、普段から声を掛け合う。
- ・町内会など地域ぐるみの活動を進める。
- ・地域ぐるみで自主防犯活動を進める。



地上デジタルテレビ放送

もっと楽しく、もっと便利に。
もうすぐ全てのテレビ放送が、デジタル化されます。



◆地上デジタルテレビ放送に関するチャンネル変更対策

現在、茨城県内では地上デジタルテレビ放送のチャンネル確保のため、「アナログテレビチャンネル変更対策」が行われています。茨城県内で地上デジタルテレビ放送が視聴できるようになるのは、この対策が完了してからとなりますので、もうしばらくお待ちください。

なお、「アナログテレビチャンネル変更対策」については以下のとおりです。

◆スケジュール

河内町の世帯に関する中継局ごとのスケジュールです。

中 継 局	対策 予定 時期	河内町の関係世帯数
佐原局(茨城県側)	1月20日～3月下旬	282
江戸崎局	4月1日～5月下旬	106
成田局(茨城県側)	5月中旬～7月下旬	2,746

◆チャンネル変更一覧

佐原中継局	NHK 総合	NHK 教育	日 本 テレビ	TBS テレビ	フ ジ テレビ	テレビ 朝 日	テレビ 東 京	千 葉 テレビ
現在のチャンネル	29	32	26	24	22	20	18	36
変更後のチャンネル	52	44	54	56	58	60	62	35

※佐原中継局では千葉テレビも放送しているため無料工事対象となります。

江戸崎中継局	NHK 総合	NHK 教育	日 本 テレビ	TBS テレビ	フ ジ テレビ	テレビ 朝 日	テレビ 東 京
現在のチャンネル	50	48	53	55	57	59	61
変更後のチャンネル	50	48	33	36	43	45	39

成田中継局	NHK 総合	NHK 教育	日 本 テレビ	TBS テレビ	フ ジ テレビ	テレビ 朝 日	テレビ 東 京
現在のチャンネル	30	28	25	23	21	19	17
変更後のチャンネル	51	49	53	55	57	59	61

★ご注意!★

今回のチャンネル変更対策工事については、ご家庭での費用負担は一切生じません。また、テレビ調査員や工事人に直接料金を支払うことも一切ありません。もし、ご家庭にテレビ調査員や工事人を名乗り、料金を徴収しようとするものがありましたら、それは悪徳商法の疑いがありますので、下記の茨城地域受信対策センターへご連絡ください。また、最寄の警察署、交番へもご連絡くださるようお願いいたします。

◆アナログテレビチャンネル変更対策に関する問合せ先

●茨城地域受信対策センター
(社団法人電波産業会の現地対策センター)
TEL 0120-130-890 FAX 0120-038-268
TEL 029-835-8267
(平日 9:00～21:00 土日祝 9:00～18:00)

◆地上デジタル放送のリンクページ

●総務省関東総合通信局
<http://www.kanto-bt.go.jp>
●総務省地上デジタル放送のページ
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/whatsnew/digital-broad/index.html

◆問合せ先◆ 企画財政課 企画係 ☎ 84-2111 (内線 212)

6. 一般行政職の級別職員数の状況

(H15. 4. 1現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
標準的な職務	主事補	主 事	主 幹	主 査・係 長		課 長 補 佐	課 長・所 長 室 長・局 長	
職 員 数	1 人	14人	23人	16人	7 人	14人	8 人	7 人
構 成 比	1.1%	15.5%	25.6%	17.8%	7.8%	15.5%	8.9%	7.8%

7. 職員手当の状況（平成15年度支給割合）

区 分	河 内 町			国 と の 異 同
	(6 月期)	(12月期)	(計)	
期 末 手 当	1.55月分	1.45月分	3.00月分	同 じ
勤 勉 手 当	0.70月分	0.70月分	1.40月分	
扶 養 手 当	他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給			同 じ
住 居 手 当	自宅に居住し、世帯主である職員または月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給			同 じ
通 勤 手 当	通勤距離が2 km以上で交通機関、自家用車等を利用する職員に支給			同 じ

8. 退職手当

(国の状況と同じ)

区 分	勤 続 20 年	勤 続 25 年	勤 続 35 年	最 高 限 度
自 己 都 合	21.0 月分	33.75月分	47.5月分	60.0月分
勸 奨・定 年	28.875月分	44.55月分	62.7月分	62.7月分

9. 特別職の報酬等の状況

(H15. 4. 1現在)

給料月額	
町 長	720,000円
収 入 役	530,000円
教 育 長	500,000円
報酬月額	
議 長	330,000円
副 議 長	300,000円
議 員	290,000円
期末手当	
町 長・議 長 収入役・副議長 教育長・議 員	年間3.30月分

10. 部門別職員数の状況

(各年4.1現在)

部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数
		平成14年	平成15年	
一 般 行 政	議 会	2	2	0
	総 務	28	28	0
	税 務	10	10	0
	民 生	37	39	2
	衛 生	7	6	△1
	農 林 水 産	12	12	0
	商 工	4	2	△2
	土 木	9	9	0
	小 計	109	108	△1
特 別 行 政	教 育	30	29	△1
	小 計	30	29	△1
特 別 会 計	水 道	4	4	0
	下 水 道	5	5	0
	そ の 他	16	16	0
	小 計	25	25	0
合 計		164	162	△2

河内町職員の給与と 職員数の状況について



町民の皆さんに町職員の給与等についてご理解を得るため、その概要についてお知らせします。

河内町職員の給与は、国や県、他の市町村職員の給与などを踏まえて「河内町職員の給与に関する条例」で支給条件・支給金額・各種手当等が定められています。職員の給与の内容は給料と扶養手当・通勤手当等の諸手当からなっています。

1. 人件費の状況（一般会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (H15. 3. 31現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	平成13年度 の人件費率
平 成 14年度	人 11, 681	千円 4, 205, 110	千円 233, 491	千円 1, 110, 384	% 26. 41	% 27. 86

2. 職員給与の状況（一般会計）

区 分	平成14年度当初予算	平成15年度当初予算	前年度増減
人 件 費	千円 1, 185, 211	千円 1, 163, 482	千円 △21, 729
うち一般職員分	千円 995, 441	千円 971, 805	千円 △23, 636

3. 職員の初任給の状況

(H15. 4. 1現在)

区 分	初任給月額
一 般 行政職	大学卒 円 171, 500
	高校卒 円 139, 500

4. 職員の平均給料月額

(H15. 4. 1現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	円 305, 000	39歳 6 月
技能労務職	円 251, 200	43歳

5. 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況

(H15. 4. 1現在)

区 分	経験年数 7 年以上10年未満	経験年数 10年以上15年未満	経験年数 20年以上25年未満
一 般 行政職	大学卒 円 241, 800	円 271, 000	円 389, 400
	高校卒 円 202, 300	円 250, 500	円 332, 100

「20歳になったら、国民年金」

在学期間中の保険料を社会に出た後払いできる

学生納付特例制度

届ければ「もしも」のとき安心です。



対象となる学生は

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校その他の教育施設の一部に在学する20歳以上の学生等であって、学生本人の前年の所得が68万円以下であるとき。

- ※1 各種学校その他の教育施設については、個別に定めてあります。
- ※2 学生には夜間・定時制課程や通信制課程で学ばれている方も含まれます。
- ※3 学生の方に扶養親族等があればその数に応じた額が加算されます。扶養親族等がない学生の場合は、133万円までの収入であればこの制度の対象となります。

届出をして承認されると

学生納付特例の申請をして、承認を受けると、

- ①学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。
- ②学生納付特例期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されない期間となります。学生納付特例期間については、保険料を10年前にさかのぼって納付することができる「※追納制度」があります。

※追納（さかのぼって納めること）をお勧めします
猶予された保険料を追納されますと、この期間は保険料を納付した期間として取り扱われることとなります。将来、満額の老齢基礎年金を受け取るためにも卒業したら忘れず追納してください。なお、学生納付特例の承認を受けた年度の翌々年度を超えて追納する場合には、その当時の保険料に政令で定める率を加算した額となります。

学生納付特例の承認期間は

4月（または申請月の前月）から翌年の3月までです。

4月から制度の適用を受けたい方は、5月までに申請してください。なお、申請は毎年必要です。

届出が遅れたら

学生納付特例制度は、申請のあった月の前月から承認されることとなっています。申請が遅れた場合には、承認される前の期間で、保険料を納めていない期間は「未納期間」となり、その間に事故や病気や障害が残っても障害基礎年金は支給されません。くれぐれもご注意ください。

学生納付特例制度は、前年の所得を確認するため毎年申請が必要となります。「国民年金保険料学生納付特例申請書」に※添付書類を添えて、住民票を登録してある市区町村の国民年金担当窓口へ提出してください。

※添付書類：在学証明書または学生証の写し



医療福祉係からのお知らせ！

医療福祉(マル福)制度

保健医療に係る医療費等の一部助成が受けられます。

マル福の概要

医療福祉制度（通称：マル福）は、保健医療に係る医療費の一部負担及び入院時の食事療養費を助成する制度です。

外来でかかる場合のみ1日500円（1ヶ月に一つの医療機関で2回まで1,000円程度）の自己負担があります。（調剤薬局は除く）

※重度心身障害者のマル福は自己負担はありません。

※保険のきかない健康診断、予防接種、薬の容器代、文書料、交通費などは助成されません。

種類	対 象 者	期 間	更新の時期	所得の制限
妊産婦	町在住の妊産婦	妊娠届出日（母子健康手帳交付日）の月の初日から出産の翌月末日まで	—	あり
乳幼児	3歳未満の乳幼児	出生の日から3歳の誕生日の月末まで（1日生まれは前月末まで）	年1回1歳と2歳の誕生月の下旬	あり
障害者心身	・身体障害者手帳1・2級及び3級の内部障害 ・療育手帳の判定がA、知能指数35以下 ・身体障害者手帳3級かつ知能指数が50以下	左記の障害の状況でなくなるまで	毎年6月の下旬	あり
母子家庭	・離婚／死別などにより配偶者のない女性で20歳未満の児童を監護している者及びその児童 ・両親のいない子 ・父が障害者である母子など	子が20歳到達の年度末まで	毎年6月の下旬	あり
父子家庭	・離婚／死別などにより配偶者のない男性で20歳未満の児童を監護している者及びその児童 ・両親のいない子 ・母が障害者である父子など	子が20歳到達の年度末まで	毎年6月の下旬	あり

マル福制度を受けるには

◆申請に必要なものは…

- ・印鑑
- ・健康保険証
- ・本人または保護者名義の銀行等の口座番号

注：1）所得の制限がある制度なので未申告の方、転入の方は所得がわかる書類が必要です。（所得証明書、源泉徴収票、申告の写しなどをお持ちください。）

2）障害者のマル福を申請する場合は、障害の程度が確認できる書類が必要です。（身体障害者手帳、障害年金証書などをお持ちください。）

3）妊産婦のマル福を申請については、お問い合わせください。

◆問合せ先◆ 保険年金課 医療福祉係 ☎84-2111（内線165）

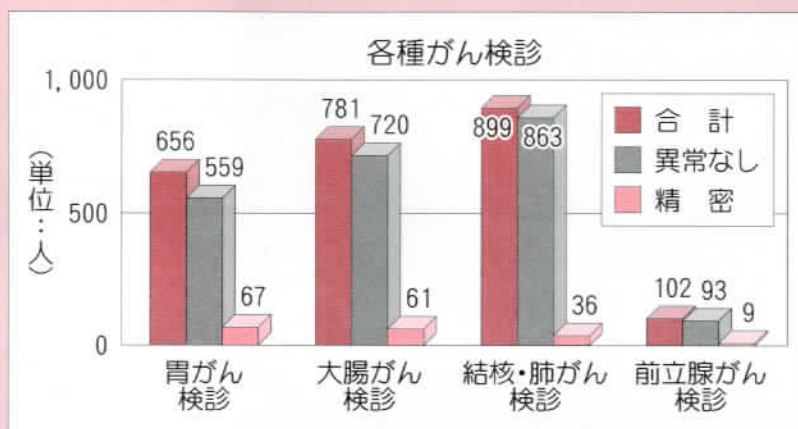
町民の快適な健康づくりの推進を目指して

保健センターだより

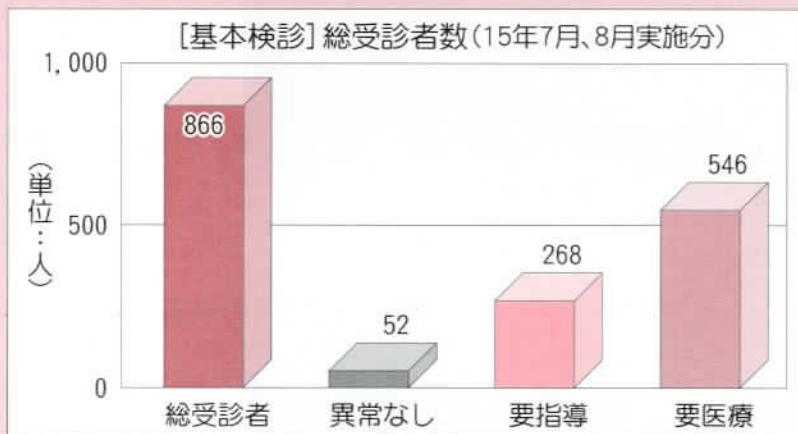
～ 集団検診の結果をお知らせします ～

今年度の町の集団検診がすべて終わりました。受診者総数は例年とほぼ同じでした。「異常なし」だった方も、そうでなかった方も、自分のからだを知る機会としてとらえ、今後の生活に生かしてほしいと思います。結果について、かかりつけ医に相談したり、適切な検査を受けたりして初めて、健康診査の目的が果たせると思います。受けっぱなしでは、意味がありません。

結果を見て、日ごろの生活態度について考えたり、もっと元気に過ごせるように、前向きにとらえていきましょう。



要精密検査だった方は、念のため、早めに医療機関を受診することをお勧めします。



要医療だった方の中には、すでに治療中の方も含まれています。

例年どおり、「異常なし」だった方は少なく、若い年代の方でも、要指導や要医療の方が多かったです。

～ 町国保人間・脳ドック助成金制度について ～

町では、国民健康保険に加入されている方が指定医療機関で、人間・脳ドックを受ける際の検査料金の一部を助成しています。16年度より脳ドックか人間ドックかどちらかを選択できるようになりました。

受付は4月1日からで、定員(30名)になりしだい、締め切らせていただきますのでご了承ください。

◆問合せ先◆ 保健センター ☎84-4486 又は84-3682

金江津保育所

ぼくの わたしの

夢



ほそや ゆうだい
細谷 祐太くん
コックさん



やまもと あや
山本 彩ちゃん
かんごふさん



しまだ こうすけ
島田 浩典くん
りょうし



ないとう さ え こ
内藤沙枝子ちゃん
かんごふさん



いのだ こうた
篠田 宏太くん
サッカーせんしゅ



こじま さ な
児嶋 紗那ちゃん
かんごふさん



かんた げんき
神田 元樹くん
サッカーせんしゅ



あらき ちはる
荒木 千尋ちゃん
ようちえんのせんせい



短歌

かわち短歌会

頼りたる兄逝きてよりはや七年茫然ときく年回の読経
袖子二つ浮べし風呂に浸りゐて六歳で別れし娘を思ひをり
底冷えの簡易舗装の夜の道寒念仏の住職が行く
笠山荘の温泉は弱ナトリウム滾々と湧き流れてわれは癒さる
沖縄に二十八年過ぎて立つ変りし家並みシーサー無く寂し
生き様を非とされ五十五年経つ吾が身のぬちに沸と起つもの
通学路先争ひて霜柱踏みつつ行きし頃のなつかし
眼閉じ無念夢想の野地蔵を風も日差しもゆるりと包む

(生板)

山口 かげ郎
庄司 登千子
青野 清一
郡 玉翠
石山 候江
久松 浩洋
山田 マサエ
青木 保

俳句

かわち俳句会

旅枕吾子とふたりや雪の宿 田沼和子
名も知らぬ山を包みし冬の雨 遠藤正雄
立春の顔さぶさぶと洗ひけり 田中康夫
病棟の長き廊下や雪催い 大関さと
みちのくの遠野の雪を夢に見む 吉田四郎
おでん焚き屋台気分で手酌かな 松崎よしを
テレビだけ雪降ってをり深炬燵 石塚たかよし
オリオンを真上に冬の太極 杉原利代
風牙ゆる西富士をみて歩むなり 寺田節子
背を丸く影は母似や露の臺 鴻野たけ
血圧は日々平常に冬ぬくし 川口ふく
何となくただ何となく春愁 飯島ヨシノ
日だまりや幸せですと野水仙 橋爪かん
きさらぎや世界平和の日は何処 大野志げ子
如月や機械麦踏み遠筑波 大森つや
うつし世や父母より生きむ毛糸編む 大塚一重
土こぼし香りひろげる露の臺 津根としお
きさらぎや筑波風の渺々と 若泉栄治
猫も人も丸くなりいる寒さかな 根本たけし
大寒や漬物樽の箍ゆるむ 飯塚まさよし



生活

不動産鑑定士による不動産無料相談会

不動産鑑定士が、不動産の価格などの相談に無料でお応えします。

◆日時 4月1日(木)

午前9時30分～正午

◆会場 土浦市大和町9-1

1 ウララビル5F

茨城県県南生涯学習センター

小講座室1

◆申込方法 当日会場にてお申し込み下さい

◆問合せ先

(社)茨城県不動産鑑定士協会

TEL 029-246-1222

土地取引の後には届出をしましょう

一定面積以上の土地取引をしたときは、国土利用計画法に基づく届出をしなければなりません。

◆一定面積以上とは？

・市街化区域

2千㎡以上

・市街化調整区域

5千㎡以上

・その他の都市計画区域

5千㎡以上

・都市計画区域以外の区域

1万㎡以上

◆届出は誰が行うのですか？

土地の取得者(買主)です。

◆どこに届けるのですか？

市町村を経由して県(各地方総合事務所)に届け出るようになりますので、土地

3月の納税

3月納期の納税は
ありません

退職金は国の制度

「中退共」で

中退共制度(中小企業退職金共済制度)に加入し従業員の退職金を準備しましょう!

◆中退共制度の特色◆

▼国の制度なので安全・確実・有利です。

▼適格退職年金制度からの移行先となっております。

▼掛金の一部を国が助成します。

▼パートタイマーの方も加入できます。

▼掛金は税法上、全額非課税になります。

▼過去の勤務期間通算や企業間を転職した場合に通算ができます。

▼掛金は貯金口座より自動引き落としとなり、退職金は退職者に直接支払われるので、管理が簡単です。

◆加入の手続き◆

▼所定の申し込み用紙に記入、押印のうえお近くの金融機関または委託事業主団体へ申し込んでください。

◆問合せ先

中退共東京相談コーナー

TEL 03-3436-4351

夫婦や親子等の関係をめぐり争いを解決するための手続

家事調停と新しい人事訴訟について

夫婦や親子等の関係をめぐり争いを解消するための手続として、家庭裁判所が取り扱う家事調停と人事訴訟があります。まずは、家事調停により当事者の合意による解決を目指し、それで解決できなかった場合に人事訴訟を利用していたことになります。これまで、家事調停は家庭裁判所が、人事訴訟は地方裁判所がそれぞれ取り扱っていましたが、人事訴訟については、平成16年4月1日から、地方裁判所に代わって家庭裁判所が受け付けることになりました。家庭裁判所がこれらの手続を一貫して取り扱うことにより、手続がより利用しやすくなると思われます。また、人事訴訟について、離婚に伴う親権者の指定等をするにあたって家庭裁判所調査官による調査ができるようになったり、一般国民の中から選ばれた参加員が審理に関与できるようになるなど、手続全般が

見直されました。これらによって、審理がより充実するとともに国民の司法参加が図られました。

緊急注意報・お年よりを狙った詐欺事件が頻発中です

被害者と取引のあるLPガス販売店の名前を使い、「後でガス器具を交換しに来る」と言いつて、数万円を支払わせるという手口の詐欺事件が、昨年から今年にかけて、茨城県全域で起こっています。今後も増加していく可能性があります。

特徴は、お年よりが一人でいるところを狙うということです。絶対にその場で金を支払わないようにすることが重要です。見たことがない顔の人間が、LPガスの設備のことで調査にきたときは、取引のあるLPガス販売店に電話で確認して下さい。

◆問合せ先

茨城県工業技術課産業保安室
TEL 029-301-3594
FAX 029-301-3599
(社)茨城県高圧ガス保安協会
TEL 0120-471-2680

朝鮮半島・台湾出身の旧軍人・軍属であつた方とその遺族の皆様へ

現在、先の大戦において旧日本軍の軍人・軍属等として戦死された方の遺族や重度戦傷病者の方々に弔慰の意味を表すため弔慰金等が支給されています。(遺族には弔慰金260万円、重度戦傷病者の方には見舞金400万円)弔慰金等につきましては、平成16年3月31日が請求期限とされています。心当たりのある方や情報をお持ちの方はお知らせください。

◆問合せ先

茨城県高齢福祉課援護担当
TEL 029-301-3337

恩給欠格者、引揚者の皆様へ

独立行政法人平和祈念事業特別基金では、次の方に内閣総理大臣名の書状などを贈呈しています。

○旧軍人軍属で恩給などを受けていない、いわゆる恩給欠格者の方(請求を行うことなく亡くなられた恩給欠格者のご遺族の方)
○終戦に伴い、本邦以外の地

域から引揚げてこられた方

◆問合せ先

独立行政法人平和祈念事業特別基金
TEL 0120-234-933
HP: <http://www.hciwa.co.jp/>

よく存知ですか?

「身体障害者補助犬法」

「身体障害者補助犬法」が平成15年10月から完全施行されています。身体障害者補助犬とは、目や耳、体の不自由な人のために働く盲導犬、聴導犬、介助犬を総称するものです。法律に基づき、交通機関やホテルなどの不特定かつ多数の者が自由に出入りし利用することができ施設については、補助犬を同伴することを拒んではならないこととなりました。あわせて、補助犬の使用者は、補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないように、その行動を管理することの義務付けや、補助犬の衛生確保について定められました。補助犬は、社会のマナーを守るようきちんと訓練されていますので、受け入れの際に特別な配慮は必要ありません。補助犬は、身体障害者の自立と

社会参加に不可欠なパートナーです。補助犬が確実に普及し活躍していくためには、「使用する人」と「受け入れる社会」の心がひとつにならなければなりません。「身体障害者補助犬」について、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◆問合せ先

県障害福祉課
TEL 029-301-3363

募集

働きながら技能を学ぶ

Ⅱ認定龍ヶ崎職業訓練校訓練生募集Ⅱ

生募集Ⅱ

○職業訓練の内容

▼訓練期間

各専攻科目とも3年

▼訓練方法

職業能力開発促進法により職業に必要な技術や専門知識を教えます。

▼専攻科目

木造建築科、左官・タイル科、とび科、板金科(その他パソコン)

○修了者の特典

全専攻科目とも終了時に行われる技能照査に合格すると

技能士補の資格が得られます。

なお二級技能士の受験資格が得られ学科試験が免除になります。修了生は6年後、講習を受けると指導員の資格を取得できます。

○負担金及び申し込み方法

▼入学金 15,000円
▼教材費 18,000円

▼受付締切 3月末日

▼入校式 4月初め

▼申込方法 申込み用紙に必要事項を記入して訓練校事務局まで提出して下さい。(申込み用紙は訓練校に置いてあります。)

◆問合せ先

茨城県認定龍ヶ崎地区高等職業訓練校
会長・校長 飯塚 巖
TEL 62-4214

労働基準監督官募集

◆受験資格

・昭和50年4月2日〜昭和58年4月1日生まれの者
・昭和58年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
(1)大学を卒業した者及び平成17年3月までに大学を卒業する見込みの者

戸籍の窓 2004年2月届出分 (敬称略)

おめでた

赤ちゃん	保護者	地区
なほ尚 ゆい結 さ大 り莉	樹 菜 空 の 乃	田口正勝 田中一美 大竹茂樹 大槻将由
		手栗 竜丁歩 上金江津 三ツ家

おくやみ

氏名	年齢	地区
海老原 芳夫	74	砂場
山田 しげ	88	小巻
成毛 顕め	85	上金江津
岡野 うめ	92	万歳
大野 いつし	75	藤藏
高山 よう	90	浄玄
中川 した	81	上金江津
石川 誠一	94	布鎌
大野 昭	77	宿
内藤 毅	74	上金江津
富澤 光敏	60	宿
植竹 仁平	72	北丸田
大森 藤雄	62	新橋

*掲載を希望されない場合は、届出の際に申し出てください。

自衛隊幹部候補生募集

- ◆試験の内容 大学卒業程度
- ◆申込受付期間 4月1日～
- ◆試験日 4月16日(※当日消印有効)
- ◆第1次試験日 6月13日
- ◆第2次試験日
- ※1次試験合格者のみ7月27日、28日の指定された1日
- ◆問合せ先 茨城労働局総務課
- TEL 029-224-6211

- Ⅱ 一般・技術幹部候補生Ⅱ
- ◆受付期間 4月5日～5月11日
- ◆応募資格 22歳以上26歳未満で大学卒業程度の学力を有する者
- 20歳以上22歳未満は大学卒(平成17年3月卒業見込みを含む)
- ◆試験 一次 5月22日
- 二次 5月23日(飛行要員)
- 三次 6月22日～24日
- ※指定する1日 7月24日
- 8月5日(飛行要員)
- ◆入隊時期 平成17年3月下旬～4月上旬
- ◆問合せ先 自衛隊茨城地方連絡部 龍ヶ崎事務所
- TEL 64-3351
- http://www.ibaraki.plo.j
- dr.go.jp

大学卒 213・300円
大学院卒 231・200円

4月1日から

「国民健康保険証」が新しくなります



国民健康保険税に未納がない方には、3月末に世帯主の方宛に郵便で保険証が届きます。

保険証が手元に届きましたら、記載内容を確認してください。もし、記載内容に誤りがあれば保険年金課国民健康保険係までご連絡をお願いします。なお、有効期限が切れた古い保険証は、各自で確実に処分してください。

また、70歳以上の方に交付される高齢受給者証の有効期限は7月31日です。

保険証が新しくなっても高齢受給者証は変わりません。診療を受けるときは、新しい保険証と一緒に高齢受給者証を医療機関の窓口へ提出してください。

◆問合せ先◆ 保険年金課 国民健康保険係 ☎84-2111(内線161・162)

まちのできごと

河内町家族経営協定調印式



働きがいのある魅力的な職業の確立 ～家族経営協定締結式～

2月10日、村田勝利江戸崎地域農業改良普及センター長と野高町長が立会人となり、家族経営協定締結式が行われました。

家族経営協定は、地域農業及び農村男女共同参画の実現を目指し、家族内の話し合いに基づき農業経営の方針や個人の処遇などを明確化することと、働きがいのある魅力的な職業の確立を図るために役立てるもので、認定農業者、これからの担い手となる方などを対象に行われ、今年新規7組、更新2組の家族経営協定の締結が行われました。

※河内町では、現在73組の家族協定が締結されています。



身近な出来事や地元の話題をおよせください。秘書広聴課 TEL 84-2111 (内線103)

＝人権擁護委員は 身近な相談相手＝

私たちの基本的人権が侵害された場合、自宅でいつでも相談に応じてくれる、人権擁護委員の委嘱の発令がなされましたのでお知らせします。

大野善康さん 生板5243
☎ 84-3577

岡野稔之さん 長竿203-1
☎ 84-2551

～人権擁護委員の職務～

- 1 自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝をなすこと
- 2 民間における人権擁護運動の助長に努めること
- 3 人権侵害事件につき、その救済のため調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。
- 4 貧困者に対し訴訟援助、その他人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。
- 5 その他人権の擁護に努めること。

国税電子申告・納税システム (e-Tax)が導入されます

平成16年6月から関東信越国税局管内の税務署で国税電子申告・納税システムが導入されます。

このシステムは、自宅や事務所等に居ながらにして、インターネット等を利用して申告や納税等ができるものです。このシステムをご利用いただくために必要な開始届出書の受付は、4月1日から税務署で開始します。

詳しくは、「e-Taxホームページ」や税務署の窓口で配付しているリーフレット等をご覧ください。電話により質問を受け付ける「ヘルプデスク」又は最寄りの税務署にお問い合わせください。

e-Taxホームページ

(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

ヘルプデスク ☎ 0570-015901 (市内通話料)

竜ヶ崎税務署 ☎ 0297-66-1303

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談

日 時 4月1日(木) 午前10時～正午
4月15日(木) 午前10時～午後3時
場 所 公民館第2分館
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎ 84-2830

教育相談

日 時 月・水・木曜日 午後1時～5時
場 所 公民館第3分館(西共同利用施設)
問合せ先 ☎ 84-4888 (FAX兼用)

交通事故相談

日 時 月～金曜日
午前9時～正午 午後1時～4時
弁護士相談 水曜日
午後1時～4時(要予約)
場 所 土浦合同庁舎 本庁舎3F
問合せ先 県南地方交通事故相談所
☎ 029-823-1123

成田空港に関する相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場 所 働くふさとかわち事務所2階
(河内町長竿188)
問合せ先 茨城地域相談センター
☎ 84-5017

◆ 町の人口と世帯 ◆

平成16年3月1日現在

人 口 11,533人(−18)
男 5,714人(−12)
女 5,819人(−6)
世帯数 3,365戸(−3)

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故2月発生状況

(前月比) (累計)

発生件数 21件(−2) (44)
死者数 0人(±0) (0)
負傷者数 12人(+2) (22)

竜ヶ崎警察署調べ

TELガイド

役 場	☎ 84-2111	学校教育課	☎ 84-3322
	FAX 84-4357	生涯学習課(中央公民館)	☎ 84-2843
水道課	☎ 84-2361	給食センター	☎ 84-2845
つつみ会館	☎ 86-3740	福祉センター	☎ 84-3699
保健センター	☎ 84-4486	防災かわち(音声案内)	☎ 84-2212

休日診療当番医

－ 4 月 －

	江戸崎地区	龍ヶ崎地区	
		内 科	外 科
4日	矢野整形外科医院 ☎ 029-892-2127	細井クリニック ☎ 66-2000	竜ヶ崎医院 ☎ 62-0550
11日	角崎クリニック ☎ 029-787-6030	山本医院 ☎ 66-3348	いしかわクリニック ☎ 62-0378
18日	和田医院 ☎ 029-894-2412	青木医院 ☎ 64-3131	菊地整形外科 ☎ 64-6111
25日	津村医院 ☎ 029-894-2719	はたの内科松葉クリニック ☎ 65-7282	斎藤クリニック ☎ 64-3527
29日	竹尾医院 ☎ 029-786-2436	八代内科医院 ☎ 64-1710	秋本脳神経外科 ☎ 64-3311

※診療を受ける際は、必ず電話で確かめてください。

4月のごみ収集日

資 源 回 収 日				燃えないごみ収集日			
A地区	13・27	C地区	6・20	A地区	10	C地区	24
B地区	1・15 29	D地区	8・22	B地区		D地区	
燃えるごみ収集日				粗大ごみの予約収集日			
全地区	毎週月・水・金曜日			4月中の予約→5月1日			

ごみ等の投棄禁止

ごみを投棄すると、処罰されます

『みんなの町、みんなできれいに』

◆ 問合せ先 ◆ 都市計画課 環境衛生係 ☎ 内線155・156

広 報

かわち

平成16年3月15日発行

編集・発行 河内町役場秘書広聴課
〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183
ホームページアドレス <http://www.town.kawachi.ibaraki.jp/>